

1. 議事日程

(平成19年第2回安芸高田市議会6月定例会第2日目)

平成19年6月12日  
午前10時開会  
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1番	明 木 一 悦	2番	秋 田 雅 朝
3番	田 中 常 洋	4番	加 藤 英 伸
6番	川 角 一 郎	7番	塚 本 近
8番	赤 川 三 郎	9番	松 村 ユ キ ミ
10番	熊 高 昌 三	11番	藤 井 昌 之
12番	青 原 敏 治	13番	金 行 哲 昭
14番	杉 原 洋	15番	入 本 和 男
16番	山 本 三 郎	17番	今 村 義 照
18番	玉 川 祐 光	19番	岡 田 正 信
20番	亀 岡 等	21番	渡 辺 義 則
22番	松 浦 利 貞		

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 会議録署名議員

9番 松 村 ユ キ ミ                      10番 熊 高 昌 三

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市 長	児 玉 更太郎	副 市 長	増 元 正 信
総 務 部 長	新 川 文 雄	自 治 振 興 部 長	田 丸 孝 二
市 民 部 長	平 下 和 夫	福 祉 保 健 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	廣 政 克 行
産 業 振 興 部 長	清 水 盤	建 設 部 長 兼 公 営 企 業 部 長	金 岡 英 雄
教 育 長	佐 藤 勝	教 育 次 長	益 田 博 志
消 防 長	竹 川 信 明	教 育 参 事 兼 安 芸 高 田 少 年 自 然 の 家 所 長	永 井 初 男
会 計 管 理 者	立 田 昭 男	八 千 代 支 所 長	槇 原 秀 克
美 土 里 支 所 長	清 水 勝	高 宮 支 所 長	近 藤 一 郎
甲 田 支 所 長	垣 野 内 壮	向 原 支 所 長	田 口 茂 利
総 務 課 長	高 杉 和 義	財 政 課 長	沖 野 文 雄

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	増 本 義 宣	議 事 調 査 係 長	児 玉 竹 丸
書 記	国 岡 浩 祐	書 記	倉 田 英 治

~~~~~○~~~~~

午前 10時00分 開会

○松浦議長

それでは、おはようございます。  
ただいまの出席議員は21名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○松浦議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において、  
9番 松村ユキミ君、10番 熊高昌三君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○松浦議長

日程第2、一般質問を行います。  
一般質問の順序は通告順といたし、持ち時間は設けず、会議規則の  
とおり3回までといたしますので、あらかじめご承知おきください。  
なお、本日は一覧表の1番から6番まで6名の一般質問を受けます。  
それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。  
20番 亀岡等君。

○亀岡議員

議長。  
市民クラブの亀岡等でございます。  
私をご承知をいただきますように、34、5年間議会でお世話にな  
ってきておるわけでありましたが、今日の質問ぐらいですね、どう言い  
ますか、心苦しい質問をしたことはなかったわけでありまして、執行部  
の皆さん、また議会の皆さんとの関係におきましても、日常的に本当  
に親しくお付き合いをいただいておりますので、わかり切ったことでは  
ありますが、その中で非常に心苦しい質問をするというのは、やはり私  
にとりましても厳しいわけでありまして、とはいっても政治というのは、  
市民の生活の大もとにかかわる重要なことでもありますので、これもそ  
れぞれの立場に立っての宿命というふうに考えまして、これから通告を  
いたしております、市の行政姿勢についてということで、市長に質問を  
行うものであります。

本市はこの施政の基本的なあり方といたしまして、市民の参加による  
協働のまちづくりを声高々にうたい上げ、その上で人が輝く安芸高  
田市を理念として標榜されておるところであります。それは言葉や活  
字では確かに立派であります。しかしそのことは実践をされてこそ、  
意味があるわけでありまして、遺憾ながら私はそのように実行され  
ていないと、そのように現在の市政の実態を見ております。その例を  
一つひとつ取り上げていきますと大変な時間を要しますので、主なこ  
との一つとして申し上げてみますと、いつも言っておるわけでありま  
して、くどいようではありますが、現在市が計画をしておる葬斎場の

件であります。

この件につきましては、既に民間に斎場は2カ所ある状況になってきておりますが、そのことから見まして市が葬斎場を建設する必要はないと、それよりも市民のことを考えていただくんなら本当に市の財政のこと、それらを本気で考えてほしいと、こういった声です、市民の圧倒的な多数であります。私も市内精一杯歩いとりますが確かな声であります。市民の皆さんは何としてもこういった声です、多数のほとんどの市民の皆さんと大きくかかわる問題、そういったことについては市民の声を聞いてほしいと、こういうことでもあります。

市長はいつかの時点で申されましたが、市民の中では何事についても様々な意見がある。しかしどのような意見があろうとも、市民の意思を代表するそれは議会なんだと。だから議会の賛成が得られれば市民の声は反映できているというふうに考えると、このような意味合いのことをです、私はどこの席であったかということははっきり覚えていないのでありますが、そういう応答を記憶をいたしております。

最終的には議会は市民意向の最高意思決定機関でありますので、当然のことです。最終的な決定はそれで当然だと思います。しかしこれには大きな前提があります。執行機関も議会も市民の意向をです、正しく吸収でき正しく反映しているかどうか、みずからにそれぞれ求められる大切な私は行政の姿勢ではないかと、このように考えておるわけでございます。そういったことから考えますと、主権者の意向を尊重する、市民の皆さんとのかかわりの大きな案件については、果たしてこれでよいのだろうか。私は現在の状況を見る限り、市民の参加による協働のまちづくりを掲げている限りはそれに照らして、どうしても今のやり方は納得できないのであります。

今葬斎場の位置交渉は難航しておりますが、市の姿勢は極めて強行であります。一度言い出したことは後には引かないと、公然とこういう言葉を聞いたことがございます。確かに強い態度でありますし、また今の状況は時間をかけている、根気の根気比べとそういう状況にあります。が、そういったことによってです、追い詰められた形の当集落においてはですね、賛成か反対かを問うアンケート調査を近々行われるように聞いておるのであります。実施された場合、賛否がどちらも100%に一致した結果が出ればよいわけですが、それが出ない場合は、集落の長い歴史の中で互いに助け合いともに培い合ってきた人間関係が、分裂崩壊することは間違いありません。今も既に隣の人はこのことについてどう考えているのだろうか、ということの中で疑心暗鬼の状況も生まれておるわけです。そういうことでどんなにこういった状況を受けてです、当集落の方が残念な気持ちをしておられるのか、今日までの間、集落としての話し合いの結果、一致した形を取られて市側とも対応してこられた経緯があります。しかし今に至ってこの賛否を問うです、厳しい道のみずからが選択を

しなければならぬわけでありますから、特に私は当事者の皆さん方はですね、大変な気持ちであろうというふうに思うわけであります。

一体なぜなのか、ここまで追い込んできているのは市の行政なんですね。これが市の言う人が輝ける安芸高田市のやり方なのでしょう。私はいつも思うわけであります。ここでなければですね、この問題は絶対解決しないのか、また今ですね2カ所も民間の葬儀場ができてきているのにですね、どうして市が財政難の中で葬儀場をつくらにゃあいけないのか、こういう問題ですね。市民の声を正しく市政に反映させなければならぬ議員としての私の立場からはですね、どうしてもこうした事態を見逃すわけにはいかないのではありません。特にこの案件、市が葬儀場をつくるということ、ここまでして進めなければいけない根拠はですね、今は全くなくなっているとそういう状況であります。

市は広報あきたかた6月号に、アキさんとタカタさんを登場させまして、市民に対する説明をされておりますが、市民の反応は言うことに道理が合わない、こういうことでその反応は極めて冷ややかであります。しかしどうしてそこまで強いキャンペーンを市は張らなければならぬのでしょうか。

私は最近になって特に多くの意見を市民の方からいただいております中で、1、2申し上げてみますと、学校と保護者をですね、結ぶいわゆる学校通信、学級通信ですか。本当に大切なことでもあります。議会の皆さん方も教育の振興上様々なことを指摘されますが、こういったこともですね、市からの予算が減ってきてそれができにくくなったと、このような声ですね。またある高齢の方は、生きがいを感じて喜んでいた同好会のグループの活動に対する支援金が削減されてきた、こう言われるんですね。これら一つ一つの該当する市の予算額は、そんなにですね多額なものではないわけです。しかし当関係者にとりましてはですね、非常に大事な支援手立ての市の施策なんですね。それがどんどん切り詰められていく。その反面ですね、さっきから言いますような事足りて必ず市がやらなくても物事は済んでいく。そういう必要以上のことに強い強行なですね、こだわりで進められているのが、事に対して大方の市民の皆さんは大変大きな疑問を抱いておられるわけであります。事実であります。

こうしたことを見ますとですね、住民不在ともいえる現在の行政姿勢のもとで、基本理念である先ほど申し上げましたが、協働のまちづくりと住民参加による協働のまちづくりですね、人が輝く安芸高田は既に私は消えうせていっているんじゃないかと、このように見ております。合併によって行政は規模が大きくなっただけじゃなく、その行政権限も大きくなり伴って権限ではない、もう権力的になってきたのではないかと。市政でやることは、今ですね市政でやっていること。一般市民の皆さんの中での常識として守り合い、ともに生きる社会を生きている市民社会とは、かけ離れてきていることを私は実感しております。

ます。

その点で典型的な形で表れているのが、先般、市が計画している葬斎場の位置交渉に入っている、集落に対する説明資料として提出している葬儀料金の比較表であります。これA3の比較表なんですね。内容はですね、市の葬儀場ができてそこで葬儀をすれば格安の料金になると、このように説明をしているものであります。葬儀内容を項目ごとに費用の数字を出してありまして、要するに民間の葬儀料は市の葬斎場使用の料金よりも65万円高くつくという、こういう説明をしておるものであります。市はこの比較表の持つ意味を、意味と影響についてどのように考えておられるのであろうかと。私はこれはですね、市による利益誘導、市はそれでそんなに利益は得ませんが、しかし民業圧迫、事業の妨害、営業妨害にもなりかねない、このように私は受け止めております。行政機関という大きな権限を持つ市が、ここまで踏み込んでよいのでしょうか。私は行政として、公平公正なやり方とは決して考えられないわけでありまして。こうしたやり方はどうみても目的を得るためには手段を選ばずとした横暴なですね、行為と言わざるを得ません。明らかに行政の行う行為としては行き過ぎであると、断言をしたいわけでありまして。

今の社会では皆さんご承知のように、例えば保険会社が保険の勧誘を進めるにいたしましても、我が社はこのようにしていますと説明はできてですね、他社はこのようにしていますと他社はこのようにやっていますよ、ですが我が社は、といったようなですね、やり方はですね、社会的常識の上で禁じられているんですね。これが今日一般社会の常識になっているとき、行政はその最も模範を示すべき立場にありながら、どうしてこのような手段に出るような姿勢になったのか、極めて私はこれは重大なことと認識をせざるを得ないわけでありまして。

いろいろ申し上げましたが今日はですね、多く議論をしようとは考えていないわけでありまして。要するにこのこうした比較表がですね、を出すといった行政の姿勢が、行政みずからそのことをどのように考えておいでなのか、そのことを確認をしたいわけでありまして。それは亀岡君の方が間違ごうと、と言われればそれはそれで結構です。私は市の方が普通のやり方ではないというふうに考えておるわけでありまして、行政ならそういったことは当然のことと考えておられるのか。それに対する所見をですね、伺うものであります。

また、あわせて通告をいたしておりますが、こうした比較表に見られるような市の姿勢はですね、本市の振興発展の上からも決して好ましいことではないわけでありまして、とりわけ民間の事業に対する市としての考え方について、これも改めて所見をこの際求めるものであります。

○松浦議長

ただいまの、質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議長。

ただいまの亀岡議員のご質問にお答えをいたします。

亀岡議員ご指摘の地元説明会の資料にある葬儀費用の比較表は、利益誘導及び民業圧迫になるのではないかとこういうお尋ねでございますが、ご指摘の葬儀費用の比較表は、地元からの意見の回答に対する説明用資料でございます。その内容は、常会等によって自宅、公立の施設で葬儀を行った場合、及び民間の施設で葬儀を行った場合の費用を通常の価格によって比較したものでございまして、あえて我々がそれを示したわけではないので、地元からの説明資料の一つとしてこれを示させていただいたと、こういうことでございます。

後ほどもし具体的にお話ございましたら、担当の方からお話をさせていただきますと思います。

前提条件としては、地域葬及び公立の施設葬の単価は、JAを活用した場合の通常価格を使用いたしました。民間の施設葬の単価は安芸高田市外の民間事業者の単価を使用し試算したものでございます。

安芸高田市のような中山間地域においては、一人暮らしや高齢者世帯が増加するとともに、経済的にも厳しい環境が続くことが予想されます。このような状況を見たとき、安価で活用できる公立の葬儀施設の存在は、地域にとって大きな安心を与えることができ、ここに公立施設としての役割及び福祉的な側面があると考えております。このことを証明するために、こうした比較表を提示したもので、また、市内の実情については、資料の実態とは違いますので、口頭で補足の説明もしており、なんら利益誘導や民業圧迫を意図したものではありませんし、そうしたことにもなっていないと考えております。また、民間事業者の方よりお話を伺いましたが、その内容は、団塊の世代といわれる世代の高齢化や全国的に自宅葬から会館葬に移行している状況、市の施設は貸しの施設なので民間事業者も利用したいという、できるというものであり、葬儀式場建設に対しては、民間業者の方からも賛同のご意見をいただいております。議員ご指摘の資料が利益誘導や民業圧迫にはならないと考えていますので、ご理解のほどをお願いいたします。

この葬儀場と申しますのは、市がこの葬儀場を運営するわけではないので、そこに葬儀場の施設だけをつくっておいて、これは講中の皆さんが行って利用されてもいいし、それから民間の業者がそこへ来て葬儀をされてもいいと、こういう施設でございますので、我々としては民業圧迫にはならない、住民の利便に供する施設と、このように考えておるわけでございますので、ご理解を賜りたいとこのように思います。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問。

20番 亀岡等君。

○亀岡議員

先ほど申し上げましたが、余り議論はしたくないわけでありまして。これまでの特別委員会等でそういった大筋、あるいは反対討論、一般質問とやってきておりますので、控えたいと思うわけでありまして、ただですね、そちらの今説明されたですね、執行部が地域の集落の求めに応じて出されたとしてもですね、その影響というものはですね、そこで止まっているわけではないんですね。これが具体的に言った場合はたとえ他市の民間の価格をここへ持ち込んであってもですね、民間とはそういうものかとかこういうことになるんですね。行政はやっぱりそこまで細やかにですね、市民の立場に立って物事を考えにやあいけないと、いうのがあります。たびたび言いますように余り議論はしませんが、私は先も言いましたように利益誘導というのは、行政は利益を求める形では業務を展開するわけではありませんから、それは言われるように当然のことでありまして、先ほども私がそれは余り影響ないということのみずから申し上げておるわけでありまして。

あきたかた6月号にも触れたわけでありまして、貸付施設ということをおっしゃるわけですね、それは市民が借りる場合もありましょうし、いろいろであることはわかります。ただですね、講中葬が難しくなるから施設をつくっておくんだと言われながらですね、6月号ではアキさんとタカタさんが言ってますね。やはり、講中が行って使うことは基本なんだと、こういうことになっております。それからですね、必要なら使ってくださいと。確かにそれはいいですね。必要が起きたら使ってください。だが、ほかな行政分野のことをですね、そこまで悠長なるですね、取り組みができるんでしょうか。しかもこうしなきゃ、もうどうしようもないんだという緊急性はですね、必要性はないんですね。だが、市民負担をどんどん負担増を進めながらですね、財政的な見地も全く私はですね、その切迫感あるいは緊張感、危機感はないと思うんですね、このやり方に。市民はもう猛反発ですよ。一度アンケートを調査をしたらですね、十分意見を聞いてですね、取り組まれることが必要ではないかと思うわけでありまして。

私はこの比較表をですね、どんな形で、例えば今言われたように求めに応じて出されたことであろうと、いずれであろうとですね、私はこれを目にしたときに即座に思いましたのはですね、本当に深刻な思いをいたしました。これを出された事実は打ち消すことはできません。こうした事実がある中でですね、この間どおり信頼される市政としての面目を保っていくことを考えるならですね、これまで進めてきた今の葬斎場の要件は、葬斎場の案件はですね、この案件は直ちにですね、白紙に戻して、そういったことまでしてこれを進めるんじゃないかんだということですね、私はこの際されることですね、本当に市民の立場を真剣に考えてあげる市政だということですね、改めて認識をいただくことはできるんじゃないかと、このように考えるんですね。それ以外にですね、本当の信頼される市政としての面目をですね、



保ち得ることは難しいのではないかと、このように私は今こそその時期を迎えたとの認識を持っているものであります。

行政としてですね、行ってはならない行為を経て、この計画を達成したといたしましてもですね、その後においてどのような事態にこれが結びついていくのか。私はそのことは非常に大事に考えにゃあいけんことじゃないかとのように思っております。たったA4一枚の比較表の持つ影響はですね、行政が相手方、向こう側に回したですね、形の相手方のですよ、状況次第によってはですね、どのような厳しい展開になることか私はこれは不安要素であるというふうに、極めて大きい不安要素であるというふうに見ております。行政なら問題じゃあないよと、いうことになるかもわかりませんが、結果的にですね、これが具体化してあるいは民間の方がですね、ちょっとくろみどおりにいかんようになったと、というような事態が起こればですね、やっぱり行政の取り組みの結果じゃなかったんかということになると。もっとやっぱり市民の皆さんと気持ちや心がですね、通じ合う形でこんな行政を進めてはどうですか。これから本当に厳しい財政問題を中心としてですね、厳しい事態が市民の皆さんと心をつなげていかないとですね、これから山積している重要な市内の問題もですね、本当に力強く進めていくことはですね、私は難しいのではないかとこのように思うんですね。私はこういったこともですね、根本的に再検討することが最善の施策であるというふうなことを申し上げましてですね、指摘をいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

答弁はあえて求めるものではありません。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

亀岡議員さんのご指摘につきましては、我々も真摯に耳を傾けていきたいと、それはやはり住民の声を大切にすることであるわけでございます。

今回ご指摘の火葬場の問題については、もう既に高田郡時代からこの火葬場はどうしてもどこの火葬場も30数年経っておると、どうしても必要だということで論議をしてきた経過があるわけでありまして。そういう経過を踏まえて今日まで火葬場問題が議会の中でも特別委員会をつくって、協議をいただいた経過があるわけでございまして、そういう意味で特に火葬場へ葬儀場を併設することの是非については、今亀岡議員ご指摘のとおりいろいろな論議がございました。

しかし、今回併設をしておかないともしか後ほどこれはやっぱりいるんだったが、あった方がええというときに、ほいじゃあつくろう思うても、それは有利な起債も効かない。もちろん補助金はないわけですが、そういう状態があるので議会の中でもこの葬儀場というのは鉄骨で組んで、倉庫の内装をちゃっとしたぐらいのことで余り金をかけずにやれと、こういうようなご意見もございまして、議会で

も今年の4月、また去年2回にわたって、この葬儀場を併設することの是非については議員さんで十分論議をいただいて、やっぱり今回せっかくなつく火葬場だから葬儀場だけはできるだけ安い費用で一つ併設をしようと、こういうのが議員の大多数の皆さんのご意見であったわけございまして、今のところ民間が農協を含めて2つございまして、農協にも問い合わせましたが今のところは、葬儀場の開設は現在建設しておる以外には予定がないんだと、こういうようなお話ございまして、ご存知のように冬には旧町でも1日に2つも3つも葬儀ができるような状況でありまして、やっぱりそういうときに皆さんのご期待にこたえる施設としてやっという方がええんじゃないかと。しかも市が直営の事業ではございませぬので、これは当然民間の皆さんが使ってもらおうと、こういうあるいは講中の皆さんがそこを使ってもらおう施設ございまして、そういう意味で議会の中でもいろいろ論議をいただいて、現在のような併設をするということになっておるわけございまして。

亀岡議員さんご指摘のことは十分、我々もたいして住民の声を今後ともその行政に反映していく努力は続けたいと思います。現在もそれぞれの地域に出て、火葬場の問題についてはご理解をいただくような努力を続けておりますので、亀岡議員さんご指摘を十分受けながら、今後我々は行政をやっていきたくてこのように考えておりますので、よろしくお願ひします。

○亀岡議員  
○松浦議長  
○亀岡議員

議長。

はい。20番 亀岡等君。

3回目がありますので、いたし方なくと言いますか、答弁はあえて求めなかったんですが、ありましたのでですね、この際やっぱりぴしゃっとしておかなきゃいけないと思うんですね。

市長はですね、火葬場ということも盛んに言われるわけですが、私はですね、葬儀場ということですね。これが併設になって、この問題を言っているんですね。火葬場についてはですね、これまでもたびたび言っておりますようにですね、老朽化した火葬場、早期にですね、これも手立てもしななきゃいけないんで、あっさりこの際ですね、それこそですね特例債を利用して、現在ある火葬場の5つのどこかを選んでですね、統合整備するところいうことを私は盛んに主張してきております。火葬場は要らないとかですね、やる必要はないといったことは、ただの一度もないですね。そういうことはありません。火葬場は要るんです。火葬場は行政がやらなきゃできないんですね。特に急がれるわけですね。老朽化をしておる。まずそこはですねはっきりしておきたいと思ひます。

それからですね、この先どうなっていくんかと、中にはですね農協や民間が倒れたらどうするんかというようなことを言われる方もありますね。中にはですよ。ほんのそれは限られた方です。私はですね、

農協はやっぱり経済的活動で事業を展開していくわけですから、そこらが倒れてしまって市が葬斎場を持ってなきゃ、どうしようもないというようなことはですね、思いたくもないし市は一体そこらをどう見ているんだろうか。

先ほど来民間の事業に対するですね、考え方を改めて言ってくださいと言っておりますがですね、それはなかったんですが、それは構いません。答弁したくなけりゃあ、しなくていいんですよ、一般質問というのは。ですが、私はですね葬斎をそういった施設を利用してやるということは増えてくる時代、そのことも私は否定していませんよ。ですがですね、その必要が増えてくればですね、民間はどんどんそういった方向にですね、経済活動として取り組んで来るのではないでしょう。

私は本当のこと何回も農協とも意見を聞いておりますがですね、農協はそういう意向は今こそ表には出さないけれどもですね、基本的にはそういった考え方は持っているわけですね。そうしてでも農協は農協としてですね、組合員福祉を進めていく上からも、農協事業を推進していきたいとこのように考えてきておるわけですね。

もう今全国的にはですね、行政が火葬場と葬儀場は一緒にですねやっっていこうというのは、もう今は時代遅れになっているんですよ。全国的な流れがですね。葬斎場と火葬場は別個で行政は火葬場だけを責任持ってやると、こういうことなんですね。これ時代の流れになつてくるんです。葬斎がですね商業的な、いわゆる領域専門的に商業的領域として今はですね、社会的に認められてきている状況なんですね。私は少なくともですね、全国の行政の流れの中でですね、いつも市長は言われます、毎日新聞社の全国優秀賞を受けたとか、私は詳しいことはわかりませんがですね、そういったパンフレットももらいましたですね。ならばですね、全国の先頭を切っていくレベルの行政を展開されたらどうですか。前から言われてきております民間ができることは民間でやっっていこうじゃないか。民間でやっちゃあいけんことまで民間へ出しておられる分野もあります。そういった議論を展開しておると繰り返してもしょうがありませんのでですね、申し上げたいことをぴしゃっと申し上げたわけでありませぬ。

以上でございます。質問を終わります。

○松浦議長

はい。ただいまの再々質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

亀岡議員さん火葬場に反対をするんじゃないという、そのことはもう前から我々もご理解をしておりますし、論議のたんにそのことは伺っておりますので、それは十分理解をしておるつもりでございます。

問題はご指摘のように火葬場に葬儀場を併設をすることは是非かという問題であります。したがって我々はその葬儀場で商売をしたりですね、行政が儲けようとかそういうことは一切考えておりませぬ。

住民の皆さんがそこで火葬場を利用したいと言われたときには、いつでも利用料を、最低の利用料はただかにかいけんわけでございます。利用料を払ろうてひとつ使ってください。それから民間の葬儀場がこの併設の葬儀場を使いたいと言われるときにはやっぱり利用料を払ろうて、あそこでやってくださいということで、行政はここで儲けようとかする考えは一切ございませんので、これはやっぱり市民の便利のためにはここに併設をしといた方が将来のためにいいだろうと、こういうことで議会の皆さんもご同意を得て今話を進めているところで、ただ問題は財政が非常に厳しいときに金をかけてまでやっちゃあいけんという論議、これは亀岡議員さんのおっしゃるとおりでございます。したがって最低限の議会でも話にもありました、先ほども申し上げましたように鉄骨でそのできるだけ安くやって、内装だけ内部だけ形がいいものにしとけばこれは結構私は用を足すというように思いますし、議員の皆さんもそのようなご意見を賜っておりますので、これはできるだけ単価を安くやる。こういうことで、農協が今つくっております単価を聞かしてもらえば大体予想がつくと思いますが、農協も鉄骨でできるだけ単価を安く上げるということで、今やっておりますが、そういう意味で亀岡議員さんの年来の主義主張と我々の考え方がですね、どうもかみ合わないという我々は非常にこのもどかしさを持っておるわけでございますが、住民のために住民の意見を聞くということについては、亀岡議員さんご指摘のとおりでございますので、今後とも我々はそういう行政を続けてまいりたいとこのように考えております。

○松 浦 議 長

以上で亀岡等君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

1 番 明木一悦君。

○明 木 議 員

議長。

おはようございます。1番、あきの会明木一悦、通告に基づき、大枠3つの質問をさせていただきます。

まず第1番、地域情報化推進についてお伺いいたすところです。

本市における先進的な取り組みといたしまして、このたび委員がすべて公募による提唱された、安芸高田市地域情報化推進懇談会が5回の協議ののちに、安芸高田市の情報化の推進に向けて、提言書が市長の方に提出されました。提言の中の締めくくりでは、安芸高田市地域情報化実施計画にどのようにこれを反映されていくのか、これをホームページを通じて、情報公開をぜひしていただきたいと締めくくられています。そこで今後この具体化に当たり、安芸高田市地域情報化実施計画を策定するに当たって懸念点とまた日程、今後の具体的な取り組みについてお伺いいたします。

続きまして、テレビ難視聴地域解消の対応策としてお伺いいたします。現在のアナログ波対応テレビ放送の難視聴対象施設が整備されて

いますが、2011年の地上波デジタル放送へ全面移行の実施に向けて、難視聴地域施設の改修整備が必要であると考えます。国においても情報通信の優先順位をつけ、しっかりと行っておるところであります。若年層から高齢者までたくさんの人たちに適切な情報を提供することにより、社会生活環境の向上が図れます。先月広島市で行われました、u-japan2007の一区画には、総務省のコーナーがあり、そこでは地域情報化通信振興関連施策として、地域情報化基盤の整備促進、地理的デジタルデバイドの解消に向けての辺地共聴施設のデジタル化支援など、市町村等に対しての国からの有利な補助事業が紹介されています。それはこちらに示されています、情報通信振興関係施策集とかいうのが総務省から出てるわけですけど、これにそういうのが示されています。これらの利用や合併特例債の利用などいろいろな有利な財源を使い、難視聴解消施設などの早期な整備改修が望まれますが、どのような計画のもとで対応されようとしているのか、お伺いいたします。

また、現在整備されています広域光ネットワークケーブル、公共施設に整備されていますが、それを活用したテレビ難視聴地域解消策も考えるのではないかと思います、どのようにお考えですかお伺いするところでは。

続きまして、権限移譲についてお伺いいたします。

現在安芸高田市では、安芸高田市行政区及び行政嘱託員設置規則が定められ、それに基づき、約4百数十カ所だと思いますけど、行政嘱託員の方がいらっしゃいます。その規則では行政嘱託員が行政事務の円滑な運営を図るため、市の区域、行政区に行政が定めた行政区に対して、行政事務連絡の効率の向上と市行政の円滑な推進を図るために、行政嘱託員を設置されています。行政嘱託員の職務については第5条で、行政嘱託員は市の行政連絡事務及び市長においての必要と認めた事務を分担補助する。と定められています。

安芸高田市において第1のテーマである、協働のまちづくり、地域振興会組織を基本とした取り組みが行われています。まだまだ地域によっては温度差があり、地域振興会が基本的に中心になって市の行政、連絡事項及び市においての必要と認めた事務を分担補助することが、できるところできないところがあると思いますが、これら将来的には地域振興会で、受けていくことも望ましいのではないかなというふうに考えます。またそうすることによって、現在行政嘱託員、多分予算額としては、年間約5,290万円ぐらいだと思いますが、それを地域振興基金の方に充てていくことが考えられるのではないのでしょうか。

地域や個人的、地域によっては地域で受けたり、個人的に行政嘱託員を受けられてる方もいらっしゃいます。この権限移譲は難しいところもあるかもしれませんが、それが可能であれば地域振興会には行政嘱託員職を地域振興会に権限移譲することが考えられるのではないで

しょうか。個人で対応されているところ、地域によっていろいろ温度差はあると思いますが、柔軟な取り組みとして両方が可能なこの条例改正案なり、考えられるのではないかと思います、どのようにお考えでしょうか。

続いて指定管理者制度の関係で、権限移譲の中で地域指定管理者制度についてお伺いします。指定管理者制度の導入とともに公的施設についても、法の管理から指定管理へと移行されつつあります。その中には、地域の活動拠点として地域にある、各種集会所や地域振興会や地域グループを指定管理者として、委託管理していく方向性が示され始めました。現在地域にある各集会所においては、まだまだ地域にゆだねて管理委託してもらうためには、整備改修がなされていないかなというふうに考えます。利用者が高齢化していく中で、集会所へのアクセス道や建物の周りの舗装がないために歩きにくかったり、車いすによるアクセス性が悪かったりします。玄関には段差が高くあり上がりにくい、足腰に痛みがあり畳には座りにくいなどあります。トイレの水洗化やユニバーサルデザインの観点や環境面についても、これら集会所の改修整備が市内各所の地域で要求されますが、現在どのような具体的な集会所改修整備計画があるのか、示されているのかお伺いいたします。

大枠3番目。住民サービス向上についてお伺いいたします。

現在、安芸高田市で施設予約が行われている時間が、予約を受け付ける担当部署や責任者によってまちまちであり、早朝もしくは夜、もしくは祝祭日申し込みができない状況にある施設もあります。就労されている方や市外からの利用者にとっては、予約をするのに困難な状況にあると考えます。ミュージズ、パラッツォ、ヤングインなど文化施設や少年自然の家、ほととぎす遊園など、生涯学習施設などの利用拡大と施設利用に当たって予約の簡易性を高めるため、また経費節減にもつながると思われる、インターネットによる予約システムの構築を行うべきではないでしょうか。

これは全国たくさんの地方自治体で、取り組まれている現状がございます。インターネットで探ればすぐ出てくるわけですが、私が探った例えばの例で言いますと、埼玉県の方の町、白岡町ですかね。このような町のホームページでも施設予約ができるようになっております。それは例えば、あります。高田市においても携帯や携帯の普及などにありますので、携帯による予約システムやパソコンからの予約が、容易にできるようなシステムの構築整備が文化ホール建設、今回提案されました文化ホール建設に基づく、文化施設の管理条例など整備とともに望まれるのではないかと思います、どのようにお考えかお伺いするところです。

なお、答弁によっては再質問を自席にて行います。

○松浦議長

ここで11時10分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時55分 休憩

午前 11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは時間が参りましたので再開をいたします。

なお、青原議員は都合によりここから退席をさせていただきますので、皆さんに報告しておきます。

さっきの明木一悦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

明木議員のご質問にお答えをいたします。

地域情報化推進についてのお尋ねでございます。

まずこの問題につきましては、地域情報化推進懇話会において、提出をされました提言書を参考に具体的な計画策定予定においてのお尋ねでございますが、現在、素案を作成中でございます。

早期に整備要望されている案件に対する整備費用など試算し、財政計画や行財政改革集中プランとも摺り合わせをいたしまして、作業を行いながら検討しておるところでございます。これから関係部局と協議を進め、秋口を目標に実施計画を策定をしまいたいと思います。

次のお尋ねのテレビの難視聴地域解消の問題、また光ファイバーの活用の問題、また無線技術を利用する方法等については話が専門的になりますので、担当部長の方からお答えをさせていただきたいと思います。

次に行政嘱託員の仕事を地域振興会へお願いをしたらどうかという、いわゆる権限移譲の問題でございます。

行政嘱託員の仕事を地域振興会へ権限移譲して、その報酬等を個人に対するものから地域振興会の活動資金として転換できないかというお尋ねでございます。

ご指摘のとおり現在、市内には501人の行政嘱託員がおられまして、約1万2千世帯へ広報紙など通知公報を配布していただく仕事により、1世帯当たり4,000円の報酬をお支払しております。安芸高田市総額では、年間4,800万円の予算措置をしており、これらは行政嘱託員さん個人の給与所得にあたるものでございます。行政嘱託員制度につきましては、合併時に各町にあったものを引き継ぎ、今日まで続けてまいりましたが、様々な課題を抱えていることも事実であります。

こうしたことを踏まえまして、昨年の末に行政嘱託員さんを対象にアンケート調査を実施しており、これらの結果をもとに制度の改善を図るよう現在検討を進めておるところでございます。行政嘱託員さんによっては、10戸20戸から多いところでは100戸越すようなところもあるわけございまして、いろいろその改善策の課題があるわけでございます。

次に質問の本旨でございます、地域振興会に対する権限移譲につきましては、それぞれの地域振興会が抱える行事や仕事が、年々多様化し負担が増えていること、また個人から地域振興会へ業務の転換を図るための制度構築や税法上の問題整理など、解決すべき課題があるように思われ、この問題は今後の課題としては取り組まにゃあいけんのですが、早急にこのおっしゃるようなことには、やっぱり振興会のいろいろ状況の問題もありますので、現在は私自身としては振興会を健全に育てていくと、いうのが一番大事なことで、この行政嘱託員さんの仕事というのは、非常に多岐にわたると、これまで振興会へかぶせたんでは、振興会の方が手を上げてと、こういうような状況も考えられますので、ちょっとこれは慎重にご意見は考えていかにゃあいけんと、いうように課題としてひとつ検討をさせていただきたいと、このように考えております。

次に集会所の指定管理と改修整備計画というお尋ねでございます。

現在、公の施設として条例を定め、市が管理しております集会所は、おおむね地域振興会の区域と同等程度の範囲を対象にしており、地域振興会は市内に32ございますが、基幹集会所が37カ所、この基幹集会所の37カ所それよりも若干狭い範囲を対象としております、地区集会所が95カ所ございます。しかし、旧町時代の取り扱いが様々で、実態を見ますと限られた範囲の住民の方々のみが専属的に利用されている集会所が見受けられるため、利用範囲や形態に合わせて、今後も引き続き市が管理すべき公の施設にあたるかどうかを検証してまいりたいと、このように考えております。

その結果対象範囲の狭いいわゆる地区集会所のうち、特に単独の集落や行政区のみで利用されているものについては、地域小規模集会所として位置づけ、原則は地元への移管を進めさせてまいりたいとこのように今計画をしておるところでございます。

なお現在、市が管理する集会所の改修計画はありませんが、地元へ移管後に改修が必要となる場合は、補助金の上限が300万円で工事費の2分の1を限度に地元へ補助するという、現行の集会所の改修補助制度がございますので、これを活用できるように、補助金交付要綱の改正を検討しておるところでございます。

また、引き続き市が管理する基幹の集会所等についても、できるだけ指定管理者制度を導入いたしまして、地域振興会などに管理委託を進めさせていただきたいとこのように考えております。

いずれにいたしましても、合併4年目を迎えるにあたり、公平な受益者負担が図れるよう、地元、地域のご理解を得ながら進めたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の住民サービスの向上については、教育長の方から答弁をいたします。

○松 浦 議 長

続いて答弁を求めます。



教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

先ほどの明木議員の住民サービスの向上についてのご質問にお答えいたします。

現在、教育委員会が管理いたしております、文化施設やスポーツ施設の利用は、使用料体系、予約方法など、市内の社会教育関係団体や市民の皆さんが、市外の方よりも低料金で使用でき、有利に予約できるシステムになっております。インターネットに公開いたしますと、広島県内はもちろん全国からのアクセスが可能となり、結果として市民の利用を制限することとなったり、悪用されるケースも出てくるものと思われま。

現在、建設中の総合文化施設には、施設予約管理のパッケージソフトが入っており、今後、このソフトを利用してコンピュータによる施設予約が可能となりますが、導入に当たっては、ネット上に予約の公開を必要とする施設の選別や、悪用を防ぐために会員登録の方式もとるなど、検討課題があると思われま。

本年3月の安芸高田市地域情報化推進懇談会からの提言等を踏まえ、今後市長部局と協議の上、予約施設の予約システム導入について検討していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思いま。

○松浦議長

引き続き、自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

議長。

○松浦議長

答弁を求めま。

○田丸自治振興部長

それでは私の方からテレビの難視聴地域の解消の対策につきまして、お伝えを申し上げたいと思いま。

昨年度から各支所の地域振興課と協力いたしまして、共聴アンテナ、共同でアンテナを設置をして、テレビを視聴されている世帯でございますけども、その施設を設置している地域の調査を実施してきましたけども、本年度、実は少数の世帯でこうした共聴施設を設置しておられる、そういった地域も新たに判明をいたしましたし、さらに難視聴地域も存在するのではないかと、こういったこともお聞きをしております。そういったことがございまして、再度詳細な調査を現在実施中でございま。

ちなみに現在の段階で難視聴地域として、共聴アンテナを設置をされている地域は、81地域でございま。こうした共聴アンテナの改修につきましては、それぞれの地域の共聴施設の整備年度や機器の性能によりまして、デジタル化への対応の手法や改修費用が異なるというふう聞いております。つまり、整備年度や機器によりましては、一律の費用ではないということございま。こうした費用につきましては、国庫補助事業がございまるので、それへの対応の可能性などを整理し、計画的な改修ができるようにまずは、地域の実態をしっかりと調査をして取りまとめをしていきたいと、いうふうに考えております。

次に光ファイバー網の、活用によりますテレビの難視聴地域の解消対策でございます。一つは難視聴地域の個別世帯を光ファイバーで結ぶ、いわゆるケーブルテレビによる方法と、難視聴地域を無線技術によりまして、再送信するギャップファイラー方式という二つの方法があります。ギャップファイラー方式というのは、例えばこの市役所の本庁でNHK及び民法等の電波を受信しまして、光ファイバーを用いていわゆる辺地の光ファイバーが行ったりします、公共施設まで電送し、そこから中継塔を立ち上げて電波を出して、その地域の皆さん方の難視聴を解消すると、こういった方法でございます。

まず第1点目のケーブルテレビを整備するということにつきましては、この間、再々ご報告申し上げとりますように、多額の費用がかかりますので、本市の財政状況を見ると非常に難しい環境にあるというふうに考えております。

2点目の無線技術を利用する方法につきましては、本市のような中山間地域においては非常に有効であると、いうふうにお聞きをしておりますけれども、この方法は極めて新しい技術でございまして、機器の整備費や無線免許の必要性の有無など検討を要する課題も多くあります。また相当広範囲の難視聴区域を対象する場合でないと、いわゆる費用対効果の関係で実施は困難ではないか、というふうな判断もしております。

いずれにしましても、テレビのデジタル化は期限が定められておりますので、まずはしっかりとした調査で地域の実態を把握しまして、国の支援等の状況を緩和しながら適切に対応していきたいと、いうふうに考えております。

以上であります。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問。

はい。1番 明木一悦君。

○明木議員

はい。なかなか適切なる答弁をいただきました。しかしながらその中でも何点かまだ質問がありますので、答弁に対して質問がありますのでお伺いいたします。

まず、インターネットによる今回の予約システム等の構築についての答弁に対してですけど、実際に調べたところですね、例えば香川県高松市にはこういう端末機器がですね、各スポーツ施設と文化施設におかれましてどこでも予約ができるようになってますし、また空き状況をですね調べることもできるんです。

まず一つはその予約についてはですね、確かに全国的にやられてますけど、先ほど言われましたように登録制というのがですね、非常に重視されています。それはやはり悪用等があるからじゃないかなというふうに考えられます。しかしながら、全国的にこれはもう活用されてますんで、そのあたりいくつか市町村なり地方自治体を調べられ

ばですね、済むことじゃないかなというふうに考えますんで、そのあたりもう一度ですね、検討を早急にさせていただくことが必要だというふうに考えます。

この中でですねもう一つあるのは、文化施設、スポーツ施設だけじゃなくて公共施設、これについてもあります。それは多分市長部局になると思うんですけど、このあたりについてもですね、インターネット上で予約が可能になってきております。そのあたり教育委員会の答弁をいただきましたけど、市長部局についてはどのようにお考えか再度質問するところです。

それから先ほどの集会所関係の整備についてなんですけど、この300万円2分の1という改修補助というのが設定されているということなんですけど、これは市民の方々に広く周知されてるのかどうかということについてお伺いいたします。例えば広報紙もしくはインターネット上でそれらがやられているのかお伺いするところです。

もう一つが情報化推進懇談会から提出されている提言書についてなんですけど、これはプランを今作成中、秋口が目標ということなんですけど、秋口というのは私はちょっと理解ができませんので、日程についてお伺いいたしたいと思います。

以上です。

○松浦議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

まず、教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

インターネットによる端末の件でございますけれども、確かに高松市の方でもそういうふうなこともやっておられます。先ほどの質問のときにありました、埼玉県のところの方でもかなりのところがそういう方法を取りながら市民が空き情報を取って、そこで自分たちの生活等を利便性を考えながら利用しとることがございますので、今後先ほども話がございましたが、文化施設、スポーツ施設だけでなしに、公共施設等についてもですね、一体的に考えていく必要があるだろうと思いますので、検討をさせてもらいたいとこのように思います。

以上でございます。

○松浦議長

続いて答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

最初のお尋ねの300万円云々でございますけれども、安芸高田市地域小規模集会施設整備補助金と、こういった制度を市は持っております、事業費の額では600万円までの2分の1を補助をすると、こういった制度でございます。この事業につきましては、インターネット等でこうしてるかということがございますけれども、ちょっと確認を現在しとりませんけれども、いわゆる補助金の制度等の中には入ったというふうに思っております。現在大体3件から5、6件程度ですね、毎年こうした申請が出てまいりますので、特に支所のいわゆる皆さん方のご努力によりまして、そういった動きといったのを逐一把握をさ

れて、こういった手続きが円滑に進められているんだろうというふうに思います。

もう一回状況調査をしまして、必要であればそういった補助金等のところに再度整理をして乗せたいと思いますし、また毎年予算の編成時期の前にこういったこともインターネット等を通じてですね、広報していくということはお指摘のとおり、必要なことなんではなかろうかというふうに考えておるところでございます。

次に実施計画についてでございますけども、秋口というのはどうかということでございますが、提言をいただきました中身を私たちも事務局として、参加をしておりましたけども、提言の中には先ほど光ファイバーのことを申し上げましたけども、そういった非常に多額の費用を要するものもございまして、また行政がやる範囲を超えてむしろ民間でやっていただかなくてはならない、そういった提言内容等もございまして。そういった意味ではこうしたことを財政的な問題を含めて、実施計画でございますのでおおむね3年程度で実施をしていく。そういった事業を整理をしてまいりますので、そういった意味では少し時間をいただかないと整理をするのが難しいのではなかろうかという気持ちでございます。特にやりたいことはいくらかもあるわけでございますけども、この財政的ないわゆる枠もございまして、そこらあたりしっかりした精査をさせていただきたい。ただ、私たちの思いとすれば秋口と申し上げましたけども、できたら9月の定例議会に必要であればご報告もさせていただきたい。このような考え方でおるところであります。

以上でございます。

○松浦議長

再々質問の質問を許します。

明木一悦君。

○明木議員

議長。

先ほど市長部局から答弁がまだなかったんですけど、今度は市長部局の方にも聞きたいと思います。はっきりと聞きたいと思うんですけど、先ほどの予約システムですよ、これご存知でしょうか。広島公共施設予約システムというのがあります。これについては、広島市また呉、東広島、福山とか参加されてるわけですね。県がやっとするシステムなんですけど、これにはですね、公共施設、文化施設なり公民館なりすべてがですねこれをここで予約ができるようなシステムになっております。これなんか県でやってますんで、こういうのを利用すればですね、簡単に構築ができるんじゃないかなというふうに考えますが、予算的なものもあるのかもしれないので、そのあたりどのようになっているのかお伺いいたします。

それから先ほどの情報化推進の関係ですけど、確かにハード事業、インフラ整備については非常にお金がかかる提言がされています。それはすぐ可能かという非常に課題もたくさんあると思います。先ほ

ど言いましたように、これで紹介されてますね、部長もご存知だと思いますけど、こちらの地域情報通信振興関連施策表という中にいろいろな整備については予算化が今本当に国の方です、これは進めないといけないということで、位置づけをはっきりしてやられとるところです。しかしながら市の方の予算の関係もあると思いますので、財政的な問題もあると思いますので、時間がかかることは承知をしますところ、その中で提言書の中です、ただ行政事務の効率化を推進するため、また職員の情報通信技術の向上、日常業務への積極的なパソコンの利用などがですね、提言の中にも書かれています。ということは懇談会の中で、調査検討した結果まだまだ市役所の中ではそれが行われていない、遅れているんじゃないかなというふうに思われているというふうに考えるんですね。であれば、そのあたりソフト事業としてですね、早めの対応ができると思うんですよ。やはり、上層部がパソコンを利用しないと、下部もなかなかそれに目をやらないという状況もありますので、そのあたり上層部に対してのパソコン教育などもされているのかどうかお伺いするところです。

以上、これで私の質問を終わります。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

まず、総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

明木議員さんの住民サービスの向上ということの件でございます。公共施設はどうであるかということでもありますけども、先ほど教育長の方が答弁をさせていただきましたように、地方自治法でいっております公共施設244条の2項になろうかと思っておりますけども、これはやはり市全体の設管条例を設けてですね、公の施設の設管条例を設けてやはり住民の福祉の増進ということの利用を供するということの施設であろうということに総合的に判断をさせていただいております。

教育長の方も答弁ございましたように、そうした市民の方の利用に供する施設全体的なことにつきましてはですね、ご指摘いただきました今後の大きな課題としてですね、我々も十分検討、また情報等もですね、先進地の情報等も取らせていきたいと思っております。

以上でございます。

○松浦議長

続いて答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

提言書にございますソフト関係の問題と上層部へのパソコン教室の云々でございますけども、まず行財政改革の観点なり、また一部の効率性ということは、安芸高田市の行政に課せられたやはり、現在緊急のやっぱり課題なんだろうというふうに認識しています。そういった意味でペーパーレスにしますと紙代・コピー代が減るということもあるわけでございますので、例えばの例でありますけども、決裁等々を電子化する。または文書管理等々につきましても電子上のファイルにすべて入れ込んで、電子上で管理をする等々のやはりやり方というの

は、早急にやはり検討を開始されるべき課題なんだろうというふうに認識しております。

こういった制度が入りますと、上層部含めて職員誰しものがやはり、こういったことにパソコンで対応をしていくようになるわけでございます。そういった意味では必然的に職員全体が、やはり学習をするということになるんだろうというふうに思います。一般的に勉強会をしても意味がございません。そういった制度導入のとおりその制度を使いこなせるやはり技量をですね、職員がそれぞれ付けていくところといったことなんだろうというふうに考えています。

ちなみに一般的なやはりインターネットでありますとか、その他エクセル、ワード等につきましては、大概の職員がマスターをして使っているというふうに考えております。

以上であります。

○松浦議長

以上で明木一悦君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

9番 松村ユキミさん。

○松村議員

議長。

新政会の松村ユキミでございます。さきに通告いたしております、小児科医療体制についてお尋ねをいたします。

今少子化問題が深刻化いたします中で、昨今では産婦人科、小児科など医師不足が全国的に波紋を呼んでおるところでございます。こうした中で、国が進めております拠点病院への集約化、重点化施策が実施に向かっておるところでございます。

さて本市におきましても、19年度より唯一の総合病院であります厚生連吉田総合病院において、小児科の医療体制が大きく変わってまいりました。これまでの医師二人体制から現在は医師一人派遣ということで、当然入院また救急対応がなくなっているのが現状でございます。一般外来といたしましては、原則午前中、午後は曜日によって診療項目が定められており、予約制となっております。このことは診療時間の短縮と医療体制の大きな後退であろうかと思えます。とりわけ乳幼児における発熱とか救急というのは、夕方から夜間にかけて発生することが多いのであります。保護者としては、心配と不安の連続ではないかと思えます。

最近では保育所よりお母さんのところへ職場へ電話がかかり、発熱したから連れに来てください。というふうなことで連れに行き、吉田病院では間に合いませんので、安佐市民病院また夜中に三次へ走ったということも何件か伺っております。

安心して子育てできる環境を守っていくためにも、医師の誘致について市として全力を挙げ、最善を尽くすべきと考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

○松浦議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

○児 玉 市 長

市長 児玉更太郎君。

ただいまの、松村議員のご質問にお答えいたします。

お尋ねの小児医療についてでございますが、ご承知のとおり、近年少子化の進展により子どもの数は年々減少傾向にあります。そのような少子化社会になっても、休日、夜間など診療時間外に受診する小児患者は逆に増加しておるといような状況でございます。

こうしたことから小児医療現場では、小児科医師が非常に過酷な勤務を強いられており、過労で倒れるといったような勤務実態も表面化しておるところでございます。小児救急医療のあり方が社会問題化しているところでもございます。このような状況をつくり出す背景には、核家族の進展により身近に相談者がいないことや共働き世帯の増加によりまして、診療時間外に受診するケースが増加しているなど、いろいろな原因があるものと考えられます。

厚生労働省は昨年8月に、医師不足が深刻な産科や小児科医師を特定の地域の中核病院に集中させるいわゆる集約化、重点化を推進し、休日夜間における救急医療に対応していくような指導をしております。

広島県におきましてもこのことを受け、本年4月から県内7つの2次保健医療圏ごとに1から3カ所の拠点病院に産婦人科、小児科医師の集約化が行われたところでございます。

本市は広島2次医療圏域に属してございまして、病院群輪番制病院としての拠点病院は、2次救急医療を担っております安佐市民病院が、また備北2次医療圏域では、同様に三次中央病院が指定をされたところでございます。

このような状況の中で、これまで吉田総合病院に常勤で派遣されておりました小児科医師2名は、一旦広島大学の医局に引き揚げ、4月以降は非常勤の小児科医師1名の派遣によりまして、平日の昼間の間の診療をしていただき、休日、夜間帯における小児救急患者は、こうした安佐市民病院また三次中央病院の拠点病院が受け入れることになったわけでございます。

市といたしましては、これまでも地域の医師確保のため、県への要望も鋭意行っております。内科医師につきましては、今年度も自治医大出身の医師を引き続き、2名派遣していただいております。今年度も新規に実施いたします小児救急地域医師研修事業につきましては、このような情勢の中で日頃から、子どもの医療について気軽に相談できるかかりつけ医をそれぞれ持っていただくための、一助になる有効な事業であると考えており、特に地元で小児科を標榜されておられます開業医に初期の救急体制を担っていただくことが、ひいては2次救急医療体制の強化につながるものと確信をしておるところでございます。

なお、議員ご指摘のように、2名体制の存続につきましては、今年度、芸北地域保健対策協議会において、今回の産婦人科、小児科医師

の集約化にかかる諸課題を検討する産科小児科専門委員会が設けられますので、この場の意見を踏まえ、対応してまいりたいとこのように考えております。

ご存知のように医師不足というのは、全国的に大変な社会問題になっておりまして、先般の全国の市長会議でも大きなこの課題のテーマに取り上げられて、全国自治体病院協会の会長も参りまして、実態を公表したわけですが、この医師の数というのは偏在をしておるとというのが一つの問題。やれ増やそう思うてもやっぱり10年かかると、こういう課題があるわけですが。

そういうことで、県としても新しい過疎対策としてですね、医師に過疎地域へ行ける奨学金制度を今、考えておるようでございますし、そういうのを対策が今練られておるわけですが、安芸高田ではご存知のようにお産ができないという問題は、ないわけですが、比婆郡とかあるいは遠くは隠岐あたりが非常に深刻な、庄原市あたりがですね、その日赤、庄原日赤に産科がなくなったということですね、どうしても三次までお産するのに行かにゃあいけんという、問題もあるわけですが、これがなかなか解消できないのが実態でございます。

市長といたしましてもできるだけの努力を今しております。市だけの努力ではできないところもあるわけですが、今後ともご指摘の件については、努力をしてまいりたいというように考えております。

また後ほど具体的な問題については、また担当部長の方がおりますので、お答えをしていきたいと思っております。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問はありますか。

9番 松村ユキミさん。

○松村議員

大変市長さんの方から本市におきます医師不足、今日までの小児科体制を守っていくためのいろんな広く深く、お考えをいただいておりますことに本当に感謝を申し上げます。それで去る6月6日の中国新聞でございますが、この国が示しております拠点集約化、重点化、このことにつきまして実は全国的に現在、そのことへ実施に至っている都道府県、それは小児科医につきましては全国で17道府県、それから産婦人科については15道府県、それで小児科産科拠点集約をこれは問題があるということで検討中というのが20都道府県、がこの間報じられたところですが、その理由といたしまして検討中という理由に対しましては、医師の空白地帯化それへの強い懸念、やはりまさにこの安芸高田市についても医師の空白地帯ということになるんじゃないかと思っておりますが、先ほど市長の答弁にもございますように、足りないからといっても、すぐやれそりゃ医者ができることでもないわけではございますが、今少子化社会の中で若いお母さん方が本当に安



心してお産ができ、小児科医療も十分に受けられる環境づくりというのはぜひとも全力で取り組んでいただきたいと思います。

また、市長さんのお話の中に内科の医師のいいのを2名誘致するというふうにおっしゃったんですが、医療現場の方で聞いてみますのに、やはり小児科といいますとゼロ歳から15歳までを対象として、小児科としての扱いなんだそうですが、やはり内科の先生、外科の先生いろいろ総合病院ですから吉田病院におられるんですが、やはり乳幼児、とにかく小さい子どもの医療について診察はしてくださっても、その指示を出すのにはどうしても小児科の先生の指示を得にゃあ、注射1本をすとか解熱剤を出すにしてもできないのが実態なんだと、言うならば成人者に近い10歳以上ぐらいな15歳までということですから、そういう子どもたちについては一般医者の方の指示も適切に出されるのかと思いますが、そういうやはり物もまだ言えないような小さい子については、やはり小児科の専門医でないとこの適切な処置はできないんだと、いうことも伺ったところでございますが、最後に芸北専門委員会そういうところへのまた働きかけもするように考えておる、と言われる本当に希望の持てる答弁をいただきましたので、これで質問は終わります。

○松浦議長

それでは以上で、松村ユキミさんの質問を終わります。

13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは時間が参りましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。続いて通告がありますので発言を許します。

7番 塚本近君。

○塚本議員

はい、議長。

7番、新政会の塚本近でございます。私は通告をいたしております、合併後の建設計画による各種事業の成果と課題についてお伺いをいたします。

安芸高田市は郡内6町が合併をし、4年目となりました。児玉市長は初代の市長として合併建設計画に基づいて、各種事業を着実に実行され、私たちも大いに評価するところであります。成果と課題はそれぞれ多くあるかと思いますが、2点について伺います。

ハード事業の部分につきましては、今朝も論議がありましたけれども、広域の葬斎場事業でございます。この事業につきましては、場所の決定はいたしましたけれども、地元の皆さんへの理解はいまだ得られない状況にあります。児玉市長はこの葬斎場の建設をどのように進められるのかお考えを伺います。

次に安芸高田市はまちづくりの柱に住民と行政の協働のまちづくり、

人輝く・安芸高田を掲げて市長はこの中心的役割を果たすために、市内に32の地域振興会の組織を立ち上げられ、財政的支援またそれぞれの振興会への活動状況報告会、対話の場として支所別懇談会の実施、政策的には対話の場としてまちづくり委員会の設置など、着実に協働のまちづくりへ努力されておられました。それが評価され、今年2月16日には毎日地方自治大賞の栄誉に輝き、私たちも大変名誉なことだと思っております。これまでの市長の指導力を感じているところがありますが、この自治振興会を中心にどのようなまちづくりを今後考えていかれるのか、お伺いをいたします。

また市長自身、初代の市長として合併協議会の建設計画で、まだ未実施の案件、また今日問題になっております財政健全化の取り組み、行政改革の推進、また機構改革の問題等、課題は山積みをしております。市長、任期中にこれらの改革に努力をされると思っておりますけれども、引き続き行政を担当する気持ちはあるかお伺いをいたします。

○松浦議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの塚本議員のご質問にお答えをいたします。

安芸高田市も合併後3年余りを経過し、整理されるべき課題も残っておりますが、新市としてまずは順調なスタートが切れたのではないかと考えております。これも議員各位と市民の皆様のご協力の賜物と感謝を申し上げます。

新市のハード事業の重点事業につきましては、特別養護老人ホームの整備、総合文化保健福祉施設の整備、第2庁舎の整備及び葬斎場の整備を約束しておりますが、ご指摘のように葬斎場の整備を除き、いずれも完成もしくは工事に着手をしておるところでございます。葬斎場の問題につきましては、地元のご理解をまず賜りたいということで、今地元と協議を重ねておるところでございます。地元のご理解をできるだけ早くお願いをしたいと、こういうことで現在話を進めておるところでございます。

また、農畜産物の処理加工施設の整備とか、3歳未満児の保育所の整備、あるいは消防の北部分駐所の整備も現在順調に進んでおるところでございます。

また、念願の東広島高田高規格道路が着手をされ、また国道54号線の可部バイパスも市道山倉線まで開通をしており、都市圏へのアクセスも大きく前進をしたと考えています。

ソフト事業についてでございますが、安芸高田市の行政の柱でございます。住民自治組織を基本にした協働のまちづくりの推進については、市内に32の住民自治組織の活動も現在定着をしてきておるところでございます。これは合併した市町村が非常に広域になる中で、どのように住民の意見を吸い上げてくるかと、そういう一つのシステムであるわけでありまして、どこの市町村もいろいろ形は変わってお

りますが、このような努力はしておりますが、安芸高田市の方は早くからそういう合併建設計画の段階から、ソフトの面の一番大きなそのシステムというのは、住民の自治組織の確立ということ掲げてまいりまして、現在32の振興会がいろいろ課題はありますが、私は一つひとつ前に進んでおると、このように考えておるわけでありまして、今後はこの住民組織が現在のこの能率化あるいは効率化一本の社会の中で本当に住みよいまちづくりをつくるための一つの組織であろうと思うわけでありまして、それぞれの振興会の皆さんには、この運動というのは一生懸命続けていかにやあいけん地域づくりでありまして、この地域づくりはこれでおしまいということはないわけでありまして、そういう意味で余り肩ひじ張らずに、長い目でぼちぼちやったださいと、こういう話もしておるわけでありまして、そういう意味ではそれぞれの地域で、一步一步前に進んでおるといように私は考えておるわけでありまして、今後の課題というのは非常に厳しい財政状況をどのように改革をしていくかと、いうのが大きな課題でございます。それについても今議会のご協力あるいは職員の協力、住民の皆さんの協力によって一つひとつこの改革も進んでおると、このように考えておるところでございます。

また今後大きな課題であります地域の活力の維持、若者の雇用の場の確保、そういうことも企業誘致の問題、農業の企業参入の問題、農業の企業化の問題等たくさんの課題が今後残っておるわけでありまして。

また保健福祉の分野においても、保健医療福祉部門が連携して、生涯の各時期に応じた健康づくりと、支援が必要な人を、地域や社会全体で支えるための環境づくりの推進が重要となってきます。特に高齢者、障害者への対応と子育て支援が最大の課題であるというように考えておるわけでありまして、また子育て支援については、国に基本的な施策の充実を求めることはもちろんでございますが、安心して子育てができる環境を自治体と地域が、協働でつくっていく必要があると考えておるわけでありまして、こういう意味からも住民自治としての活動の充実と協働の取り組みの必要があると、このように考えておるわけでありまして。

まだ新年度が始まって、初めての議会でございますので、まだ私の任期は1年近く残っておるといことでございまして、私としてはこの1年間課題を解決するために、全勢力を傾けていきたいと、このように考えております。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

7番 塚本近君。

○塚本議員

はい。

ここに平成19年3月7日に提出されました定期監査の結果に対する報告の中に、先ほど市長言われました課題をどう克服していくかと

いう、そういう中に自治振興課所管監査の中にまちづくり委員会の活動の充実をすとか、あるいは地域振興組織助成金の有効活用等が記載をされております。こういうような監査でも指摘されとりますように課題と取り組みということで、先ほど市長言われました多くの課題をこの地域振興組織を十分ですね、活用されてですね、地域の地域づくりをぜひともしていただくように、地域の自治振興会のまちづくりをこれからもどんどん進めていただくということを今後は進めていただきたいと思います。

先ほど市長32の自治振興会それぞれその活動の内容も違いますし、大きく住民を動かすような地域づくりをされている組織もあるわけでございますけれども、活動の内容によってはこういうものを十分活用していただいております、各課題に早急に手をつけていただきたいと思います。

以上をもちまして私の質問は終わらせていただきます。

- 松浦議長
- 塚本議員
- 松浦議長

答弁はどうか。

いいです。

答弁はよろしいということでございまして、以上で塚本近君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

13番 金行哲昭君。

- 金行議員

はい。

政友会の金行哲昭です。どうかよろしくお願いします。

私は通告のとおり大枠2点質問させていただきます。集会所の施設についてと農業生産法人育成緊急整備工事について、2点質問させていただきます。

まず初めの質問でございますが、午前中に同僚議員が質問しましたので、重複するかもございませんですが、この集会所の問題というのは非常に市民が深く考え、また市長が言っておられる地域振興に非常に大事な施設でございますので、あえて重複するかもわかりませんが、質問させていただきます。

市民の交流と活動を拠点とするコミュニティ施設、単位老人クラブ区域における集会所等々の今後の再編、また管理などの基本的な考えが午前中のあれにも出たんですが、いつどのように、どのような形で、町民にインターネットとか広報とかいうんも出ましたが、これは非常に細やかに、またわかりやすくやる使命があると思います。本当この地域振興がここまで来れたのは、やっぱり集会所等々のあったことと、その役割というのは非常に多うございます。特に小規模な95カ所の集会所等々は、非常に地域の集会所として活躍もしておりますので、その点これをどうされるのか、どのような考えでおられるのか。私の考えとしては市長が、ある程度市の方が管理して、維持管理してくださることを望むんですが、今の財政ではそうでもございませぬし、い

いことばかりは言うておられませんので、そこらの漸進的な意見、また考えをお聞かせください。

また2点目でございます、この2点目の農業生産法人育成緊急整備工事でございます。これは小原地域に14年度に始め、担い手育成整備工事ということで始まりました。県営の工事です。今ここへ自治振興部の田丸部長がいらっしゃいますが、甲田の時代に企画課長のときにいろいろな地域説明されて、将来を考えて担い手の少なくなる時に、こういうのをやっとかにゃあいけんということで、狙いとしては農村地域では過疎化、高齢化が急速に進行し、農村の発展のために将来の農業生産を養う好ましい担い手育成を急務とするということで、農地需要の集積等拡大な農地整備ということと、生活環境をよくするというので、県営として14年度にやって16年度から工事が始まって、やっとな今2期工事ぐらいかかっておるんですけど、ここには今の工事の進捗状況、思ったより、私が思ったよりはよく進んでるんですが、地域の人として見りゃあ、まだこんなもんかと、いうご意見が出てます。いろいろな財政の問題はありますし、今後の進捗状態ですよ、それはどのように進んでいるのかお聞きします。

また、営農集団ビジョンの法人化が固定つけられとるんですね。そのほ場整備をやるには、法人会をつくりなさい。ということになつとるんです。これをつくらにゃあ、罰則いうたらおかしいですが、そういうものがあってそういうことで、その法人化が非常にいろいろ懸念されとるわけです。そこらは指導のもと、また地域の考え、担当者の考え等々がありますが、その法人化の計画はどのように今進んでいるのかです。またそれに比して、小原地域の生活環境整備工事がこの担い手、この環境整備工事には非常に重点として初め地域の承諾を得るために環境整備と一緒にしますよ、ということで出された施策経営の施策なんです。それを生活環境整備が養護老人ホーム付近にいろいろな施策、川、どういふんですかね、溝いふんですか、川をつくってその環境をよくするいうあれは出とる、その具体的にどのようなことをやられるのか、また私はここには書いておりませんが、あの小原グランドがある環境整備のそこへグランドがあって、そういう整備があるんじやが、小原グランドはまだ水洗化になってないんですね、トイレが。あこらもやっぱり今回ああいう整備の中で、考えてもらえないかという要望も含めて今後の考えをお聞かせ願います。終わります。

後は自席で、答弁によっては自席で再質問させていただきます。

○松浦議長

以上で質問を終わります。

ただいまの質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの金行議員のご質問にお答えをいたします。

まず、集会施設についてでございます。今後どのような再編管理するのか、またどのように地域住民に説明するのかというお尋ねでござ

います。

このことにつきましては、先ほど明木議員とのご質問もあったわけですが、市の条例により管理をしております集会所は、基幹集会所と位置づけておりますのが37あるわけですが、これは大体、振興会32ございますので、振興会の拠点施設というように我々も位置づけておるわけですが、そのほかに地区集会所と言われるものが95あるわけですが、このうち特に地区集会所を見直す中で、単独の集落や行政区のみが使用されているものについては、この地域小規模集会所というように位置づけて、原則地元へ移管を進めさせていただきたいとこのように考えております。

また、引き続き市が条例により管理する基幹集会所等についても、できるだけ指定管理者制度を導入いたしまして、地域振興会などに管理委託を進めることで、施設管理の再編を図ってまいりたいとこのように考えておるところでございます。

このことは議員ご指摘のように、活動と交流の拠点でもあるこれらの集会施設は、もともと地域コミュニティの形成と増進を目的に整備されたもので、もっとも身近な地域で管理運営をしていただくことが適切であると思われるものであります。

なお再編の考え方や、移管後の改修工事に対する地元補助金制度などの説明のため、必要に応じて説明会を開催をさせていただきたいと、このように考えておるところでございます。

それから農業生産法人の育成緊急整備工事についてのお尋ねでございますが、この工事は県営小原地区で実施しております工事につきましては、県営小原地区は1期を、平成16年から平成21年まで実施をしております。2期は、平成19年度採択を受けまして、平成24年度までに事業を実施すると、こういうことになっております。

現在、平成18年度末までの進捗状況が37%となっております、1期の一部は既に完成をしております。

集落営農ビジョンづくりと法人化計画につきましては、平成14年度から、営農計画や法人設立に向けて協議が行われております。集落営農は法人を中心として、平成23年までに地区内の仕上がり面積の60%以上を集積をして、地区外面積と合わせて合計46.9ヘクタールの経営をするという法人計画になっておるわけですが、

法人の設立につきましては、農用地利用改善団体の設立等を経て、今年12月までには法人の設立がなされる予定になっております。

生活環境の整備と、特別養護老人ホーム付近の環境整備につきましては、ほ場整備事業の中で、道路や水路を整備いたしまして、地区内の生活環境の整備につなげていく計画でございます。

地区内に従来 of 生態系を維持して、人と自然と動植物が共生できるような水田環境を整備する、生態系保全型水田整備推進事業として、水辺空間を整備する計画になっております。

以上、よろしく申し上げます。なお、詳しい細部につきましてはまた再質問がございましたときに、担当の方から説明申し上げます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問はありますか。

13番 金行哲昭君。

○金行議員

はい。

集会所の件はやっぱり十分に地元よね、説明してご理解を得てできればですね、水洗便所は行政でやるというぐらいな、これはそう言いたいんですが、今の財政ではね、余り言えないところもあるんですが、そこらを十分ご理解を地元とご理解をしてもらって中にはですね、今のまんまがいいと言っていらっしゃるところもあるんです。なぜかという、水洗にすると地元におけると経費が高くかかる。どうしても出すお金で、でその前とこう汲み取るとき、それだけ金というのは大事ということで、そこらが行政がどう配慮してね、地域の環境も配慮しながらやるからそれは腕ですからこれ以上言いませんが、そこらをどう考えていらっしゃるか1点お聞きします。

それとあの清水部長、あっ名前を出しちゃいけない、産業振興部長いろいろこの担い手事業、経営再生事業また名前が変わりまして、農業生産法人育成緊急整備工事事業と3回変わってますよねこれ。そこらの点ありやあ、変わってってやっぱり、私の記憶じゃあその採択するのをハードルがちょっとずつ高くなっておるような感じがするんですが、その辺は初めのスタートとした時点とかなり変わるとあるところがあると思うんですが、そこらはどう変わるとあるんですかね。

それと今市長が言われた、あこの中の生態系保全型なんたらいう分の、あこのちょっと丁寧にご説明をお願いします。以上3点。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

集会所の再編につきましては、非常にいろいろ今までやって来られた合併前の町の慣習やら約束事等も多少あるようでございますので、そこらは合併前に約束しとったからほいじゃあ今どうしてもやらにやあいけんということと言われると、なかなか難しいことも出てくるわけでございますので、そこらは要するに基幹集会所については振興会の拠点設備として、位置づけていきたいとこういうことでございまして、95ある地区集会所をどのように位置づけるかとこういう問題も今から協議を重ねてまいりたいと思いますし、そういう位置づけのないそれぞれ小集落の集会所については、先ほど申し上げましたように最高600万円の事業費で、2分の1、300万円を限度にした補助事業もございまして、そういうものもご利用を賜りたいとこのように考えておるところでございまして、今このいろいろある集会所を整理しておるところでございまして、今このいろいろある集会所を整理しておるところでございまして、住民の皆さんにもご理解を賜らにやあいけんことは多々あると思いますので、よろしく申し上げます。

○松 浦 議 長

引き続き答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長

それでは小原地区の事業について2点ほどお答えを申し上げます。

まず最初に、事業の乗り換えの件でございます。ご指摘のように国庫補助事業を受けて現在整備を進めておるところでございますが、国におきましても報道されておりますように、特に法人への特化をしていく政策に転換をされております。そういった流れの中で、事業の方もこれまで担い手という表現を事業名でございましたが、これを法人という明らかに法人化を前面に出したですね、事業として新たな事業を創設して、これに担い手事業を乗り換えさせていくというような流れになってきております。で、ハード部分におきましては、これまでの担い手事業と負担割合等については何ら変更はございません。ただ、ソフト面におきまして事業の要件として若干変わったという内容になっております。

その内容はこれまでの担い手の事業の場合ですと、法人化の設立後事業完了後の集積率が30%以上という要件でございましたが、今度の新しい法人の育成緊急整備事業につきましては、50%以上という要件になっております。

先ほども市長の方から答弁をさせていただいておりますように、現在の小原の法人の経営計画につきましては、60%以上の集積計画で現在法人計画を進めております。

ということで50%という要件につきましては、問題なくクリアをするということで現在取り組みを進めさせていただいております。この要件が高くなって地元のリットという面でございますが、それにつきましてはこれまでソフト部門の集積に対する助成がございましたが、これが事業費の3.2%ということでございましたが、これが6%に上がっております、いわゆる地元の方へ法人化を推進する経費として支給をされるソフト面の支援部分でございます。そういったところの経費が多く地元の方へ交付されるということになっております。

それから工事の関係でございますが、特に特別養護老人ホームの下流側にあります排水路を中心とした環境整備につきましては、当初からこの事業で特に生態系へ配慮した工法を検討していこうということで、当初計画から進められておりました、生態系保全水田整備推進事業という事業部門をその地域に取り入れをしまして、水辺空間として整備をするということで、特にご質問の中にもありましたようにグラウンドがそばにございますし、特別養護老人ホームもそばにございます。そういったところで将来に向けてのこの水辺空間を活用していただくということで、整備を現在進めておるという状況でございます。

以上です。

○松 浦 議 長

以上で再質問の答弁を終わります。

再々質問。



- 金 行 議 員
- 松 浦 議 長
- 金 行 議 員

はい。

13番 金行哲昭君。

はい。

集会所の分は600万円2分の1、この制度はある程度期限が区切っていないということ、区切っていないならないと、それをお聞きします。それと、この分は町が合併したときの集会所のいろいろ、市長が答えられたいろいろ条件あやふやなことがございます。そこらは格差のないようにね、またそれで問題が起きることがありますので、あの町とこの町は全然違うということじゃいけませんので、そこらをよく担当課担当部はようやってくださいよ、考えてね。

それと、ほ場整備の最後の環境整備でございます。あこグラウンドの分のトイレの水洗化、直接には教育部局じゃあ思うんですけど市長、これはもう絶対やっとかにゃあいけんのんじゃないんですかね。そこを答弁お願いします。

- 松 浦 議 長

ただいまの質問に答弁を求めます。

まず、市長 児玉更太郎君。

- 児 玉 市 長

同じようなそのご提案がです、各地にあるわけでございます。そういうことですね、これは慎重にやっぱり対応させていただきたいと思っております、教育委員会が担当しておる部署ではございますが、やっぱり総合的にですね、やっぱり教育委員会の管理するところもございまして、市長部局の管理するところもあるわけございまして、総合的にその協議をさせていただければとこのように思いますので、実態をまた教育委員会の方からいろいろお聞かせをいただきたいと思っております。

- 松 浦 議 長

引き続き答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

- 田丸自治振興部長

市の地域小規模集会施設の整備補助金のことにつきまして、お尋ねでございます。で、午前中この要綱につきましては、ホームページの条例等の中に入っておるだろうということを申し上げましたが、昼に調べましたらこの要綱入っていないようでございます。ただ、6月の12日の告示をもちまして、本日の告示であります、19年の7月1日から上限は600万円の2分の1で、下限が60万円でございますけれども、事業をやりやすくするというので、30万円の事業費でいわゆる15万円までの補助金ということで、少し範囲を広げるように要綱を改正しとりますので、それを早速ホームページに載せるように指示をしたところであります。

また、ご質問のことでございますけれども、これにつきましては現在この要綱、期限を切っておりませんので、また現在のところその期限を切る予定はございませんので、しっかりした活用をお願いを申し上げたいというふうに思います。

以上でございます。

○松 浦 議 長

以上で金行哲昭君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

8番 赤川三郎君。

○赤 川 議 員

議長、8番。

8番 新政会所属の赤川三郎でございます。先に通告しとります2点についてご質問いたします。

なお、昨日の朝からちょっとのどが痛く、鼻水が出てどうも元気がないので、聞き取りにくいところがあるかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。

まず観光施設ネットワーク化についてでございますが、安芸高田市は誕生して、はや4年目を迎えました。安芸高田市内の観光施設では、これまで地域の持つ資源を効果的に結びつけ、特色ある催しや祭りイベントなど、数多くの行事が行われているところであります。昨年、城の日と言われておりますけれども、4月6日には郡山城が日本100名城に選ばれ、先日6月2日には郡山城100名城スタンプラリーの開始式と親子郡山城見学会が、100名近い参加者の中で行われました。また来る9月6日からは日本女子プロゴルフ選手権大会が、高宮リージャスクレストグラウンドにおいて開催されます。ほか多くの行事が各地で計画されておりますが、安芸高田市を全国に発信する機会が数多くあることは、非常に喜ばしいことであります。

さて豊かな自然環境、歴史文化遺産や温泉施設など各地域には多くの地域資源と観光資源があります。この資源を積極的に活用し、地域と行政が協力と連携を深め、組織的に進めることが重要であります。この地域資源、観光資源の発信と集客力の増加を目指すことは、市の発展と地域の活性化に向け、欠かせない施策であると考えます。そこで、2点についてご質問いたします。

観光ネットワーク化について、地域と観光施設などが一体的な取り組みで、情報交換と連絡調整を密にし点から線へ、また線から面へと広げ、広い意味で資源を生かしていくための観光ネットワーク化について、お伺いいたします。

2点目に親切ガイドマップの取り組みについてでございます。施設案内板を市内各路線入り口に設置をし、ガイドマップ等も用意、心温まる観光地の受け入れ体制づくりについてもお伺いいたします。

次に下水道事業についてでございますが、快適で住みよい暮らしと河川の水質保全のために安芸高田市内では、それぞれの町で地域の状況に適した下水道事業が行われています。早くから下水道事業に取り組んだ町では、処理施設の復旧率も100%に近く、次の改修時期を迎えているところであります。一方取り組みが遅い未施工地域においては、各家庭で使用した汚水等が直接水路に排水され、水質を汚染し生活環境を害している現状があります。このように地域間においては、大きな差異を生じているのが現状でございます。

吉田処理区においては、これまで下水道事業を公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理事業の3つの事業に取り組んでいます。特に公共下水道事業につきましては、交通量も多い、また夜間の作業には騒音でうるさい、というような市民とのいろいろな問題がございまして、鋭意努力はしておるものの若干進捗状況はスローペースでございます。

また農業集落排水事業で吉田処理区では、3工区ありますが、1工区は現在供用開始されています。2工区目は近々供用開始の予定と聞いております。残る工区については、具体的な実施計画はできず、進展していないのが現状でございます。地域内においては課題もありますが、課題解決に向けて一日も早く生活環境整備を、と地域では要望をされておるところでございます。全体がまとまらないと事業ができないのですが、部分的にも他事業での検討ができないか、お伺いをいたします。

以上、市長のご所見をお伺いいたします。答弁によりましては、自席の方で再質問をさせていただきます。

○松浦議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

はい、議長。

ただいまの赤川議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず、ネットワークの創設についてのお尋ねでございますが、ご指摘のように観光資源の有効な情報発信や集客力の増加は、市の発展と地域活性化の大きな課題でございます。

昨年度よりネットワーク化に向けて、市内の観光事業者の集いを開催をいたしまして、観光事業者等の組織化を展望し、現在、協議を重ねておるところでございます。

このような中、本年度、広島県観光連盟の観光アドバイザー派遣事業の採択を受けることが決定をいたしました。本事業を観光事業者の集いの取り組みと連携をいたしまして、観光振興の方向を確立してまいりたいと考えております。

また、一目でわかる親切なガイドマップ、案内板の作成の件でございますが、市全域を案内する看板は設置されておりません。合併前に各町に整備されたものを、それぞれの設置者におきましても管理をいただいております。当面は、これらを修正等の維持をしながら、有効に活用してまいりたいと考えておるところであります。ご理解を賜りたいと思います。

次に下水道事業、特に吉田処理区の事業の整備状況についてでございます。ご承知のように吉田の公共下水道事業につきましては、吉田市街地を中心に現在、国道54号線沿いや上迫地区の管路の整備を進めておるところでございます。

この整備計画区域は、都市計画の用途区域を定めた区域が対象とな

りますが、現在整備の割合は計画に対しまして約50%となっております。引き続き鋭意整備を進めることとしておりますが、都市計画区域内の用途区域以外の地区につきましては、現状から申し上げますと、整備に相当の期間がかかるものと予想されております。

また、ご指摘の可愛地区での下水道事業については、江の川の上流からみて右岸側は農業集落排水事業の計画を進めてきましたが、ご承知のように、このほ場整備事業との関連もあって、なかなかほ場整備と一体になって、農業集落排水をやるという計画であったわけですが、なかなかほ場整備が進まないというところもあって、この計画は頓挫をしておるところもあるわけですが、竹原地区の事業については、整備が進んでいないのが現状でございます。このため、吉田公共下水道における用途区域以外の地区及び可愛地区の生活排水処理につきましては、今年度、合併浄化槽での整備手法を含めて、事業の見直しを行うよう現在検討中であるわけですが、なかなかこの公共下水が進まないという悩みがあるわけですが、合併浄化槽で対応できるところは、そういう方法も考えざるを得ないというような実態になっておるところでございます。

また、詳しくは再質問がございましたらまた、担当の方からもお答えをしていきたいと思っております。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

8番 赤川三郎君。

○赤川議員

8番。

期待以上の答弁をいただいたわけですが、言うこともないような状況でございますけれども、実は100名城のスタンプラリーもああして始まりまして、先ほど申しましたように女子プロゴルフ大会もあるところでございまして、そういったこれから観光客はどんどん増える中でですね、いかに集客力を高めるネットワークづくりをというように思っておりましたが、ただいまのご答弁で検討中と、あるいはまた前に進んでるということでございますので、本当に安心したところでございます。特に予算委員会のおきもですね、産業振興部長さんの方から集いの会を持つということをお聞きしておりました。その後どのような進捗状況だろうかというのが大きな私の質問するところでもあったわけですが、

また施設看板の件でございますけれども、看板につきましては答弁いただきましたように、安芸高田市になりまして4年になりますが、安芸高田市としての看板はですね、本当に建っていないんです。それぞれ旧町には向原の駅JRの駅、あるいは高宮には房後付近にですね、大きな看板が建っておりますけれども、やはり観光客に親切なそういった標識が必要であろうというように思うところであります。同時にいろんな史跡施設があるわけですが、交通標識等につきまし

てはどこに何キロぐらいかかって、あるいはまた駐車場があるかないかというようなそういった親切なですね、施設の案内板をですね、ぜひとも設置していただきたいと、またそういうお考えはないかお伺いいたします。

次に下水道工事でございますが、このことにつきましても今までも若干の質問はさせていただきましたが、地域のことでございましていろんな課題が山積している中で、要はほ場整備ができないから進まないということでございますけども、そこらあたりの地域としての事業の見直しということをご希望したいというふうに思いますので、そこらあたりを本当にこれからどのように取り組んでいただけるのか、そこらあたりを再質問させていただきたいと思っております。

なお、話が前後いたしましたけれども、9月に行われます日本女子プロゴルフ大会には昨日もいろいろと伺いましたけれども、こういった観光振興事業費に180万ですか、いう計上もしておられます。そういったことについてですね、いかなる経済効果があるものかそこらあたりも一つ質問してみたいと思っております。

以上で再質問を終わります。

○松浦議長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長

市内の案内板いわゆる案内看板でございますが、これの設置についての件でございます。ご意見いただきますように、旧町で整備をしたものを現在活用しておるというのが実態でございます。で、中には既に表面の塗装がはがれて補修をしなければならない状況でありますとか、いったような施設もでございます。そういったところの補修もしながらですね、それを新しいリニューアルしていくような形で看板の整備をしていきたいというふうに考えております。

また、あの近年は車の案内機器が非常に発達をしております、施設名でありますとか電話番号等の正確な情報が入ればそういったものによって誘導していただくと、というようなされるというようなシステムを開発をされております。

そういったところで、現在市のマップをつくっておりますが、これの新しくリニューアルをしていこうということで、現在検討をさせていただいております。それやらの活用しながら市の玄関口であります、向原駅あるいは道の駅等にですね、そういったマップも準備をしながらご案内をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、9月の女子プロゴルフ選手権大会の経済効果というご質問でございます。昨日もいろいろな取り組みの計画をご説明申し上げました。で、来年の3月の時点で数字的な部分をですね、ある程度ご報告ができればというふうにも考えております。少ない投資で大きな効果を得るような一つの仕組みをですね、仕掛けをしていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

下水道関係のご質問についてお答えをさせていただきます。

先ほど市長の方から答弁ございましたように、特に吉田地区の下水道につきましては、中心部を公共下水道で用途区域を基本に整備を進めさせていただいております。ここにつきましても周辺整備についてはまだ相当時間がかかりますので、その周辺の整備をいかにやるべきかということについては今年度、これまでもいろいろ見直し等の検討をさせていただきましたが、今年度再度そこらを見直して明確化に持っていきたいというふうに思っております。

また、ご指摘の可愛地区のいわゆる竹原・福原地区でございますが、合併前からの農業集落排水事業での計画ということで、ほ場整備での対応を切望されておりましたが、ご承知のとおり全地区のほ場整備が完了してないと、福原地区につきましては既にされておりますが、ここだけの農業集落排水事業については、規模的にも非常に効率が悪いということで、その後事業が動いてないのが状況でございます。

そういう中で、ただいま市長の方からもございましたように、この福原地区につきましては今後、特に基盤というか排水等の水路等の整備されておりますので、浄化槽等で対応できるような考え方を含めてですね、今年度びしっと検討させていただきたいと、もう1地区残っております竹原地区でございますが、ここも現状ではほ場整備が済んでいない、また農業集落排水での対応もできないということになりますと、浄化槽での対応ということになりますと、現状いろいろ聞かせていただきますと、排水路が非常に未整備でいわゆる浄化槽の排水が、十分できないんじゃないかというふうな危惧を担当課は持っております。

この点も含めてですね、いろいろ現地等の検討をしながら、いずれにしても今後これまで取り組みができていない地区については、浄化槽整備をですね、合併浄化槽での対応を検討していくということで、今年度一定の結論を出したいというふうに思っております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で再質問の答弁を終わります。

再々質問ありますか。

○赤川議員

議長。

○松浦議長

8番 赤川三郎君。

○赤川議員

8番。

ネットワークづくりにはですね、ああしてまた努力していただくということでございますので、一日も早いうちにですね、ネットワーク化を図っていただいて市の発展と地域の活性化を図っていただきたいと思っております。

また、施設案内板の件でございますが、これもですね、できるだけ

早いうちに実施していただきたいと強く要望しておきます。

また、下水道事業の問題につきましては、地域の一部ではございますけれどもそういった見直しという形をいただきました。地域の方も大変うれしく思われることだと思いますので、そういったことに本当に感謝しておるところでございます。

以上を持ちまして質問を終わりますが、答弁はようございます。

○松 浦 議 長

それでは、以上で赤川三郎君の質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終了いたします。

これをもって、本日の日程を終了いたし、散会いたします。

次回は、明日13日午前10時に再開いたします。

ご苦労さんでした。

~~~~~○~~~~~

午後 2時04分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員